

専決処分第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分とする。

平成22年 8月 4日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）

地方自治法第218条第1項の規定により、次の補正予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）

平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）

平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,884万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,380億2,919万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年 8月 4日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		2,467,838	518,844	2,986,682
	2 基金繰入金	1,761,079	518,844	2,279,923
歳入合計		337,510,351	518,844	338,029,195

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		47,431	518,844	566,275
	1 償還金及び 還付加算金	47,431	518,844	566,275
歳 出 合 計		337,510,351	518,844	338,029,195

平成22年度 広島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）説明書

1 総括
(歳入)

補正歳入歳出予算事項別明細

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	2,467,838	518,844	2,986,682
歳入合計	337,510,351	518,844	338,029,195

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 諸支出金	47,431	518,844	566,275	0	0	518,844	0
歳出合計	337,510,351	518,844	338,029,195	0	0	518,844	0

2 歳 入

(8款) 繰入金

(2項) 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 給付準備基金繰入金	1	518,844	518,845	1 給付準備基金繰入金	518,844	給付準備基金繰入金 518,844
計	1,761,079	518,844	2,279,923			

3 歳 出

(8款) 諸支出金

(1項) 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 償還金	4	518,844	518,848	0	0	518,844	0	23 償還金, 利子及び 割引料	518,844	0101療養給付費負担金等 返還金事業 ◎ 償還金, 利子及び割 引料 ・ 後期高齢者交付金 返還金	518,844 518,844 518,844
計	47,431	518,844	566,275	0	0	518,844	0				